

かずさこくふ
市原市 上総国府推定地確認調査報告書（1）

1 9 9 4

市 原 市 教 育 委 員 会
財団法人 市原市文化財センター

序 文

市原市は、かつて上総国の国府がおかれた地域であり、古代の政治・文化の中心地でありました。古代に限らず、恵まれた自然環境のもと、古くより多くの人々が暮らし、その足跡はいたるところに記されております。著名な貝塚、古墳群をはじめ上総国分寺等、枚挙に暇がないと言っても過言ではありません。

上総国府については、その存在が確実であるにもかかわらず、いまだにその所在地については、確定していないのが現状です。かつてより、多くの研究者により、いくつかの推定地が考えられてきました。なかには、現在では通用しなくなったものもありますが、それでもいくつかの推定地が現在でも推定地のままその地位を保っております。

古代あるいは中世の国府を明らかにし、それを後世に伝えていくことは、市の責務とも考え、平成元年度より4カ年、上総国府推定地について確認調査を実施してきたところです。本報告はこれまでのそれら確認調査の成果を公表するために刊行したものです。内容をお読みいただければお分かりとは存じますが、依然として国府についてはその位置の確定には到っておりませんが、興味深い遺物、遺構の検出等、着実に成果を蓄積しつつあることはご理解いただけるかと存じます。本報告を通してこれまでの到達点についての理解を共通のものとして頂くとともに、今後の取組方についても多方面からの御指導を仰ぎたいと考える所存でございます。

本報告書が、研究者の方々のみならず、広く市民の方々にも活用していただければ幸いです。

最後に、調査にあたりご協力くださった地権者の方々、地元の方々、千葉県教育委員会をはじめとする諸機関の担当者の方々に対し、心よりお礼申しあげます。

平成6年3月

市原市教育委員会
教育長 植 草 久 善

財団法人 市原市文化財センター
理事長 植 草 久 善

例 言

1. 本書は、平成元年度から同4年度までに市原市教育委員会が財団法人 市原市文化財センターに委託し実施された「上総国府推定地確認調査」事業の調査報告である。
2. 本書に所収する内容は、村上遺跡群、古甲遺跡の調査報告である。
3. 調査および整理は以下のとおり行った。

現場調査

平成元年度	市原市村上1126番1	調査面積	30㎡	担当者	宮本敬一
	調査期間	平成元年2月19日～3月14日			
平成2年度	市原市村上1159番1他	調査面積	150㎡	担当者	高橋康男
	調査期間	平成3年3月1日～3月31日			
平成3年度	市原市郡本2丁目350番2他	調査面積	300㎡	担当者	高橋康男
	調査期間	平成4年2月1日～2月28日			
平成4年度	市原市郡本2丁目346番	調査面積	150㎡	担当者	高橋康男
	調査期間	平成5年2月1日～2月26日			
整理作業	平成5年11月1日～6年3月31日			担当者	高橋康男
4. 本書に示す方位は座標北である。
5. 調査にあたっては、地権者の大塚義郎氏、福原輝夫氏、岡本博夫氏、濱田義行氏および千葉県文化財センター、同センター笹生衛氏の御協力を得た。

本文目次

序 文

例 言

第1章	上総国府をめぐる現状	1
第2章	国府の一般的規定の可能性	2
第3章	村上地区の検討	3
第4章	古甲地区の調査	10
第5章	市原台地の状況	18

挿図目次

第1図	村上説と周辺の成果	4
第2図	村上地区の調査状況	5
第3図	平成元年度村上地区出土瓦実測図	5
第4図	平成元年度村上地区調査区遺構配置図	6
第5図	平成2年度村上地区調査区全体図	7
第6図	平成2年度村上地区出土遺物実測図	8
第7図	第1トレンチ検出土坑実測図	9
第8図	第1トレンチ西壁断面図	9
第9図	井戸実測図	9
第10図	平成2年度村上地区検出柱穴実測図	10
第11図	平成2年度村上地区出土土器実測図	10
第12図	古甲遺跡と周辺の状況	12
第13図	平成3年度古甲地区全体図	13
第14図	平成3年度古甲地区A区検出土坑実測図	13
第15図	平成3年度古甲地区B区住居跡検出状況	13
第16図	平成3年度古甲地区ピット群検出状況	14
第17図	平成4年度古甲地区検出大溝土層断面図	15
第18図	平成3年度古甲地区出土土器実測図	15
第19図	出土瓦実測図	16
第20図	古甲遺跡大溝平面図	17
第21図	出土瓦等実測図	18
第22図	上総国府推定地と奈良・平安時代の主要遺跡	20

写真図版 1～5

第1章 上総国府をめぐる現状

冒頭に結論を述べる事が許されるならば、上総国府を確定する作業は、これからが正念場である。このことは、その所在がいまだ未確定ではあるが、ようやくわずかな足場を掴みえたことと同義である。

上総国府を巡っては、倭名抄の記載を唯一の証拠として、市原郡にその存在をうかがわせ、その後諸説入り乱れ、今日に至っている。ただし、入り乱れたとはいえ、今日に至る間にその可能性を消滅させたものもある。疑問符を付けざるをえないもの、ほとんど検証がおこなわれていないものもある。

平成5年9月11日におこなわれた、上総国府を巡る講演会が盛況のうちに終わったことから、国府に対する県民・市民の関心は相当高いものと推察される。かかる関心が一過性のものである可能性は否定できないにしても、少なくとも現時点においては、行政側の対応に注目が寄せられているとはいえるであろう。本報文は、上総国府を巡るこれまでの諸成果を中間的にとりまとめたものである。市原市教育委員会（以下「市教委」とする）の事業として、平成元年度から過去4カ年にわたって実施してきた、「上総国府推定地確認調査」事業の成果については、これまで、正式な整理を行ってこなかった。一部については、報道等によって一端が示されてきただけである。これら一部の成果が一人歩きしてしまった感が否めない現状を惹起したのは、ひとつには、成果を明らかにしてこなかったことにもよると考えられ、したがってこの段階で成果を一旦明らかにする必要が認められるのである。国府あるいは国庁が確定した段階で「これまでの軌跡」などと銘打って総括できるのが望ましいところではあるが、残念ながら現状はかかる段階にはない。

本報告が、通常の発掘調査報告書とは異なった体裁になるのは、国府推定地をめぐる状況は、前述の市教委の確認調査事業のみでは、中間的な総括を行い難いからにはほかならないのであって、様々な成果の積み上げと共に、国府を巡る状況も変化しているからである。ただし、このことは市教委の事業の意義をなんら貶めるものではない。すなわち、開発行為に付随した、いわば偶発的要素の強い、記録保存を目的とした調査は、ともすると問題意識が希薄になりかねず、それに対し、一定の課題を設定した調査においては、課題の検証・新たな問題の設定、解決といった、目的に沿った形の調査を行いうるからである。このような体制で調査に臨んできたが故に、ようやく足掛かりをつかむことが可能になったことを忘れてはならないであろう。やや手前味噌の議論になってしまったが、これら調査に協力を惜しまれなかった、地元の方々の好意も肝にめいじておく必要がある。

第2章 国府の一般的規定の可能性

一般に、国府とは古代の政治的中心と考えられている。その意味するところは、機関としての側面、諸施設の集合体、やや漠然とした空間としての側面も併せ持つものと考えておくべきであろう。また古代都市といった捉え方もあるが、「都市と農村の分離」といった、「農村」との対概念、消費の場としての都市が、少なくとも地方の国府の場合あてはまるかどうかは、国府をどうとらえるかによってことなるものと考えられるので、現時点ではひとまず保留しておく。

いま我々が問題にしているのは、前にあげた三つの側面のうち、遺跡あるいは遺構の集合体としての国府である。全国で約60存在したと考えられる国府について、その全体像を掴み得た国府は皆無といってよい状況にある。国府のなかでも、その中心的存在である、国府政庁（国庁）が判明している国があるのは確かである。しかし、それらを取りまいていく状況まで把握されたものはない。政庁に関しては、コの字形に配置される長大な建物群の存在という一般的規定とも言うべき点が確定しているが、国府全体といった面については、いまだに一般的な在り方というものを規定しうる段階にはないと判断される。このことは、いま問題にしている上総の国府についてもいえることであって政庁は不可欠であるものの、それ以外のいかなる遺構群あるいは遺跡群をもって国府とするかは、不定である。何らかの雛型にあてはめて論ずることはできないのである。むしろ、国府像は、これから創り上げて行かなければならないものであろう。このような前提を一旦措定した上で、現実的な課題を設定しておく。国府の共通項である国庁を確認しないことには、議論が進まないのは当然のことである。これまでの上総国府を巡る諸説において議論されてきた「国府」は、どちらかという、漠然とした領域としてのそれを追求してきた感があるが、前にのべたように、国府の一般的様相というものは現段階では論じ得ないのであって、ひとまずは国庁を確認することに課題を集中させねばならない。本当の国府を論じるのはその先の課題である。

上総国府の所在をめぐっては、一般論として、論理的には「市原郡」全域がその可能性を持つことになる。だが、現実的には全域にわたって検討を加えることは不可能である。まず第一に「市原郡」の領域を確定するという困難な課題から処理しなければならない。かかる困難はとりえず保留し、当面は先学諸氏の提示された諸仮説を検討していくことから始めるというやや消極的な方向に向かわざるをえない。また、国府の成立の時期については、現時点では云々できないが、少なくとも七世紀後半以降の遺跡の在り方を視野に入れておく必要がある。もっとも七世紀後半という年代を与えられる遺跡は、現段階においても数少なく、八世紀以降の様相を中心にまず見ておくこととする。

なお、先にすでに保留するとした「市原郡」の郡域については暫定的に、村田川と養老川に挟まれた一帯としておく。この場合、市南部域についても機械的に養老川を境としておくことには、一層躊躇せざるを得ない部分があるが、現実的には市南部域を議論の対象としえないので、ここでは、立ちいった議論は避けさせていただく。

総体的にみて、「市原郡」域において奈良・平安時代の様相が比較的捉えられているのは、養老川右岸、上総国分寺を中心とするいわゆる国分寺台をとりまく一帯であろう。村田川左岸においては、いわゆる菊間廃寺およびその周辺に存在する集落の一部が捉えられているにすぎない。

国分寺台の西側沖積地が国府推定地の一つの村上地区であり、逆に東側の台地上には、現国道297号線に沿って、国府推定地である、市原地区、郡本門前地区、能満地区などがある。

第3章 村上地区の検討

ここでまず、村上説をとりまく状況について整理しておく。村上説は須田勉氏、石井則孝氏により提唱されたものであるが、二説ともに、論理的に成立しないことは、すでに明らかにしたところである。要点について、ここで再度述べておく。村上地区にその可能性を見出したのは、一つには、養老川の水運を利用しようという経済的要因からである。様々な物資の集積の場として適していることについては、一般論としても問題はない。問題はその際設定された、八町四方の国府域、さらにその軸線として考えられた一本の道路である。すなわち、現国分寺の南側から、戸隠神社の脇を通して村上地区へ通じる道路について、須田氏は国府の東西の中軸線、石井氏は南限の軸線としたのであるが、その前提として、この道がかつての国分寺の東門から西門へと貫通していたという前提があった。ところが、平成元年度および同2年度に行われた、寺域西辺地区の調査において、西門の位置がその想定よりも北方で確認され、さらにこの西門の南には、板塀が取りつくことが判明したのである。したがって、問題の道が成立するのは、板塀の消滅あるいは倒壊以後とせざるを得ないのである。実際にそのような状態に何時の時点でたち到了かは、不明であるが、おそらく国分寺体制の動揺あるいは平安時代中葉以降の東国の反乱を境にするのではないかと思われる。以上のように、この道路を「天平道路」とし、国府の軸線とした国府域論はその論拠を失ったのである。なお、須田氏の論文においては、地名・瓦の散布等も有力な証拠としてあげられているところであるが、このうち、地名については、中世の村上城との関連のなかで捉えうる部分も多い。瓦については、その意味付けについては、十分な回答が見出せない。付近一帯においては、東関東自動車道建設に先行する発掘調査が、千葉県文化財センター（以下「県センター」とする）により行われており、須田氏の想定した国府域から外れた部分で、掘立柱建物群が検出されている。この村上遺跡の性格については、「津」としての性格も考えられているところである。また、この一連の調査により、養老川の旧流路の一部が明らかになり、須田氏の想定した、八町四方の国府域の約半分がこの旧流路内に入ってしまうことも明らかになっている。

村上地区においては、平成元年度、2年度において、国府推定地の確認調査を実施したところである。

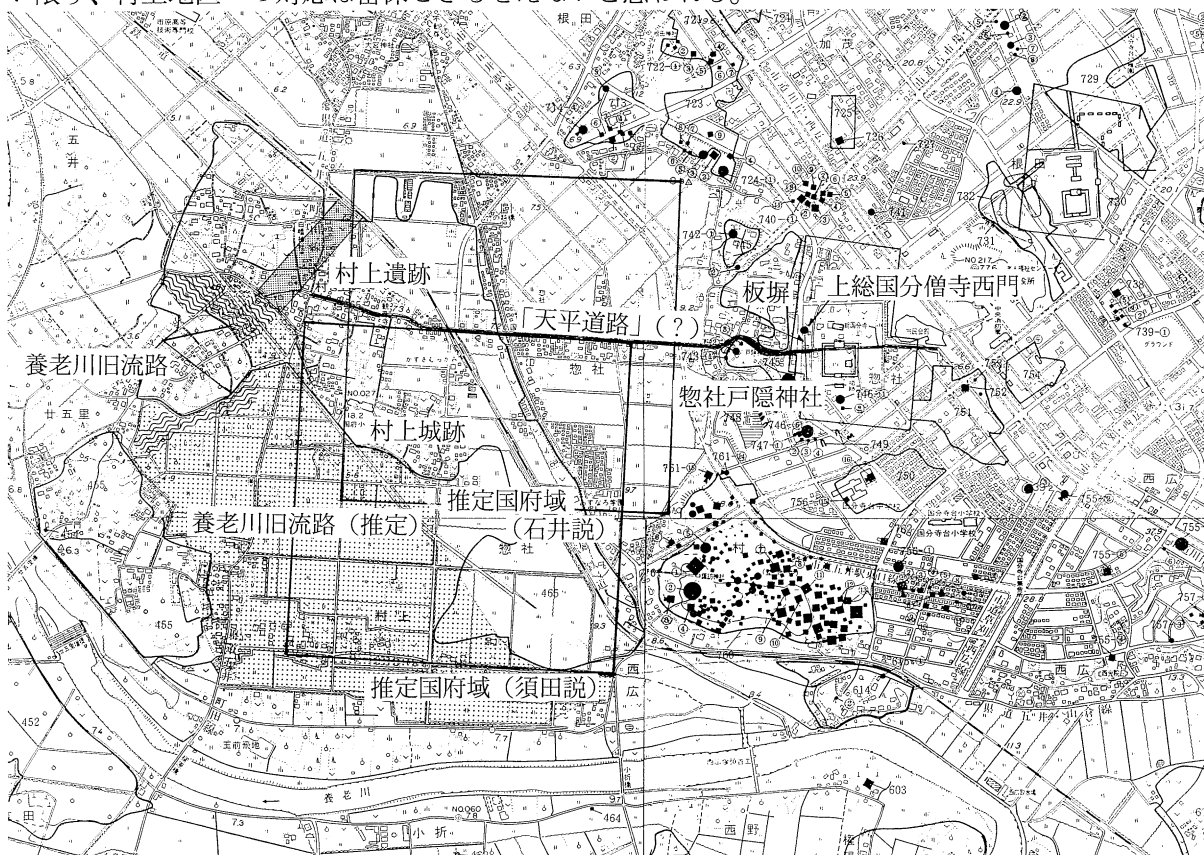
元年度の調査は、30㎡という極く限られた部分の調査であった。2m×2mのグリッドを6か所設定し、部分的に拡張を行った。確認された遺構は、中・近世の以降の土坑4か所・溝8か所・炭窯1か所・樋埋設土坑1か所であった。樋埋設土坑からは多量の布目瓦が出土したが、同時に棧瓦を含んでおり、炭焼に伴う新しい時期の遺構と考えられる。他の出土遺物には、土師質土器片・陶磁器片・金具類・銅銭・鉄滓等がある。ここでは、布目瓦の一部を図示するにとどめておくが、この瓦がいかなる状況により招来したかは、今後の検討課題としておきたい。

2年度の調査には、東関東自動車道建設に先行して県センターが調査を実施してきた村上遺跡に隣接する部分を対象に行った。この県センター調査部分においては、数棟の掘立柱建物が検出されており、竪穴式住居の検出は皆無であるところから、遺跡の性格そのものは一般の集落とは異なる事が考えられているところである。前に若干ふれた如く「津」であるかもしれない。今回の調査では、掘立

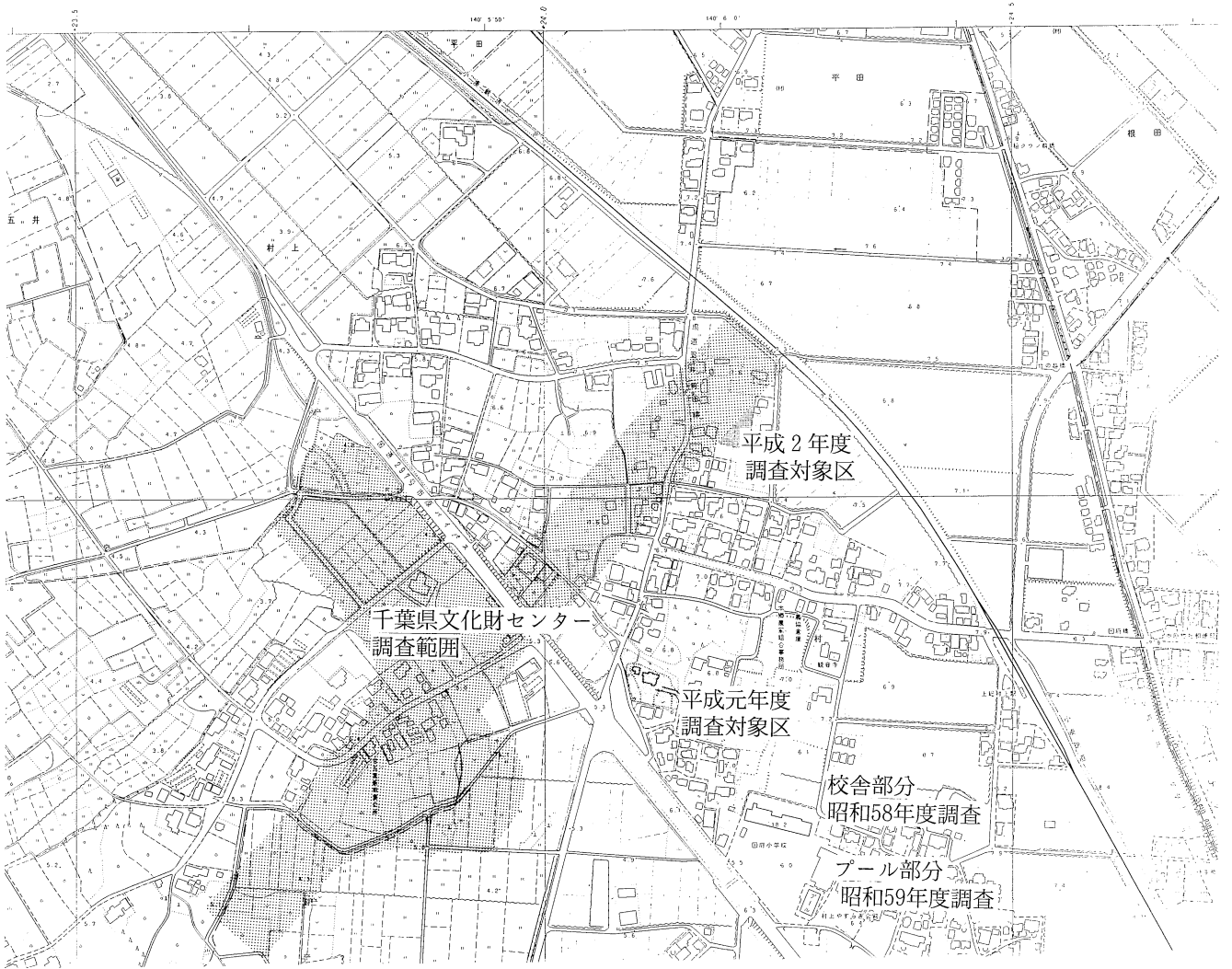
柱建物の柱穴の一部の他、浅い土坑、井戸、溝等が検出されている。これらのうち、浅い土坑としたものは、いくつかの重複がみられ、いずれも不規則な楕円形を呈しているものであるが、ここから図示したような遺物が散在して出土している。なお、溝については、その全貌が明らかになった時点でその性格を論じるべきものとするが、遺物相には時期的にかなり幅があることが認められ、古代に限定して扱おうるものではないと言えよう。出土遺物については、図示したとおりであるが、奈良時代中葉を中心とする時期に帰属するものが多数を占める。この点については後述する古甲地区とは様相を異にすることは確認しておく必要がある。

これらの成果は、確かに時期的にも国府の存在時期と重なるものであり、また一般集落とは異なった様相を示していることは間違いないが、このことから直ちに言うまでもなく、国府に直接結びつく積極的に主張しうる成果とは言いがたい。上記県センター調査地区関連のなかでとらえるべきものであり、今後の調査あるいは整理の進捗によりその位置づけは明確にされるであろう。

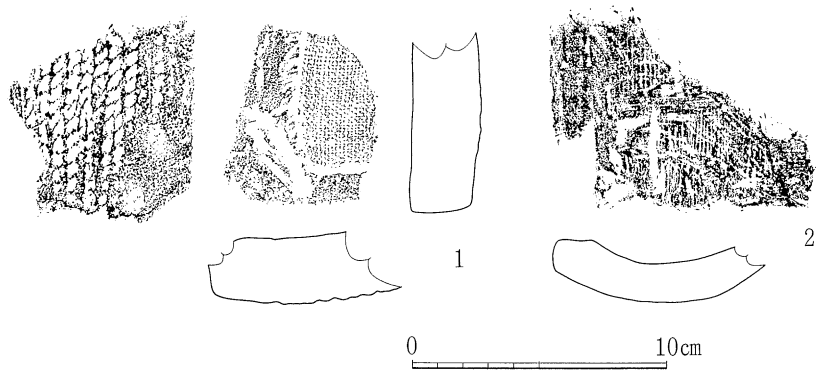
以上のように、村上説を取り巻く状況は、非常に厳しいものであることは明らかである。なお、誤解のないようにしておくが、「論拠を失った」のは、いわゆる天平道路を軸線とした国府域論なのであって、村上説そのものが否定されたわけではない。養老川水運の利便性、掘立柱建物の存在、瓦の出土等考えるべき問題も多いのは確かである。ただし、国府推定地は村上地区のみではないのであって、一説のみに拘泥した調査体制を継続することは、他地区への対応をおろそかにすることに通じてしまう危険性が高い。同時平行のかたちで複数地区への対応が可能な状況ならまだしも、かかる状況を創出しえない現段階においては、他地区へと目を向けざるを得ない。少なくとも、積極的に調査を継続させていく理由も見出し難くなったと言わざるを得ない状況のなかでは、新たな知見が得られない限り、村上地区への対応は留保せざるを得ないと思われる。



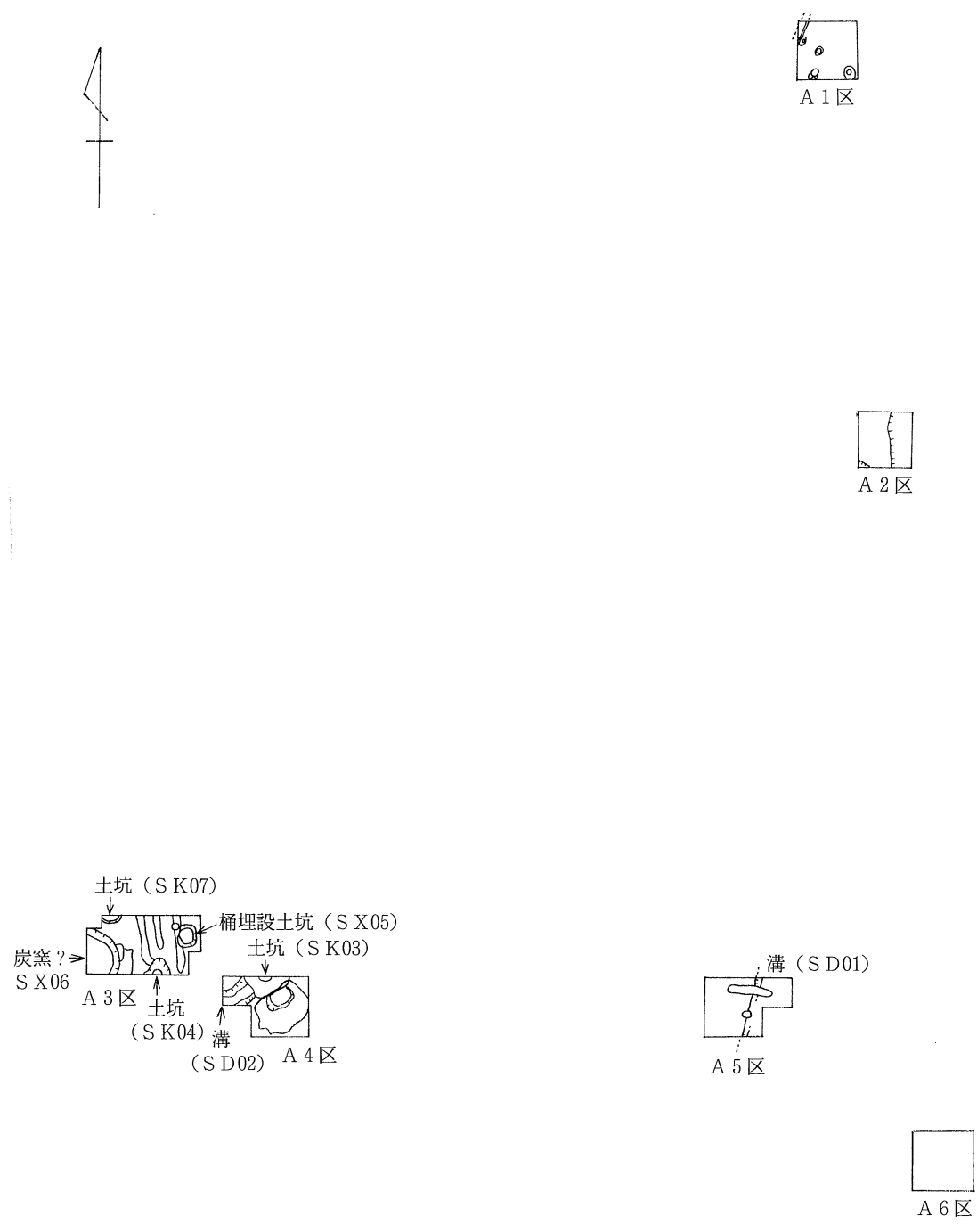
第1図 村上説と周辺の成果 (1/15000)



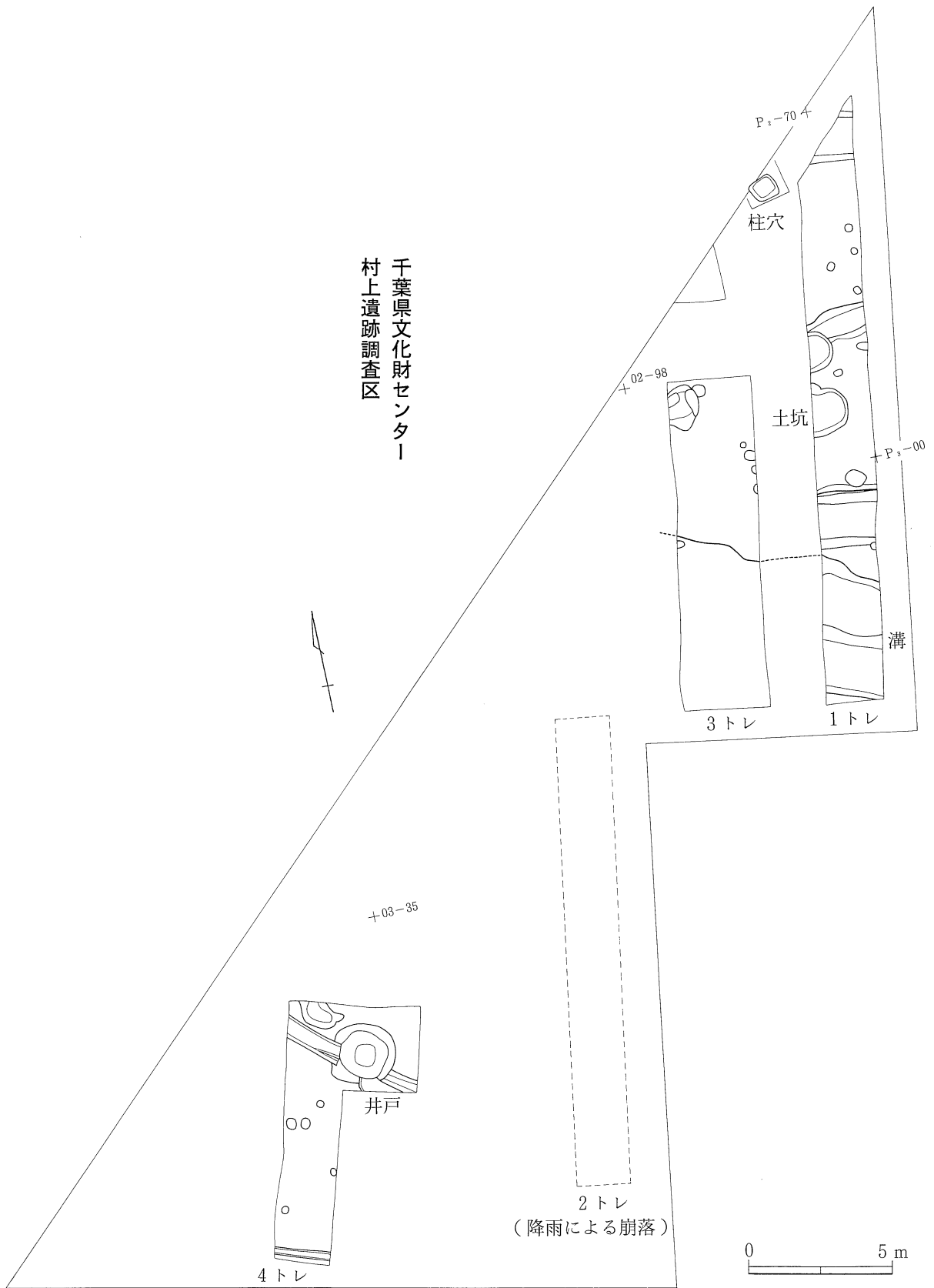
第2図 村上地区の調査状況



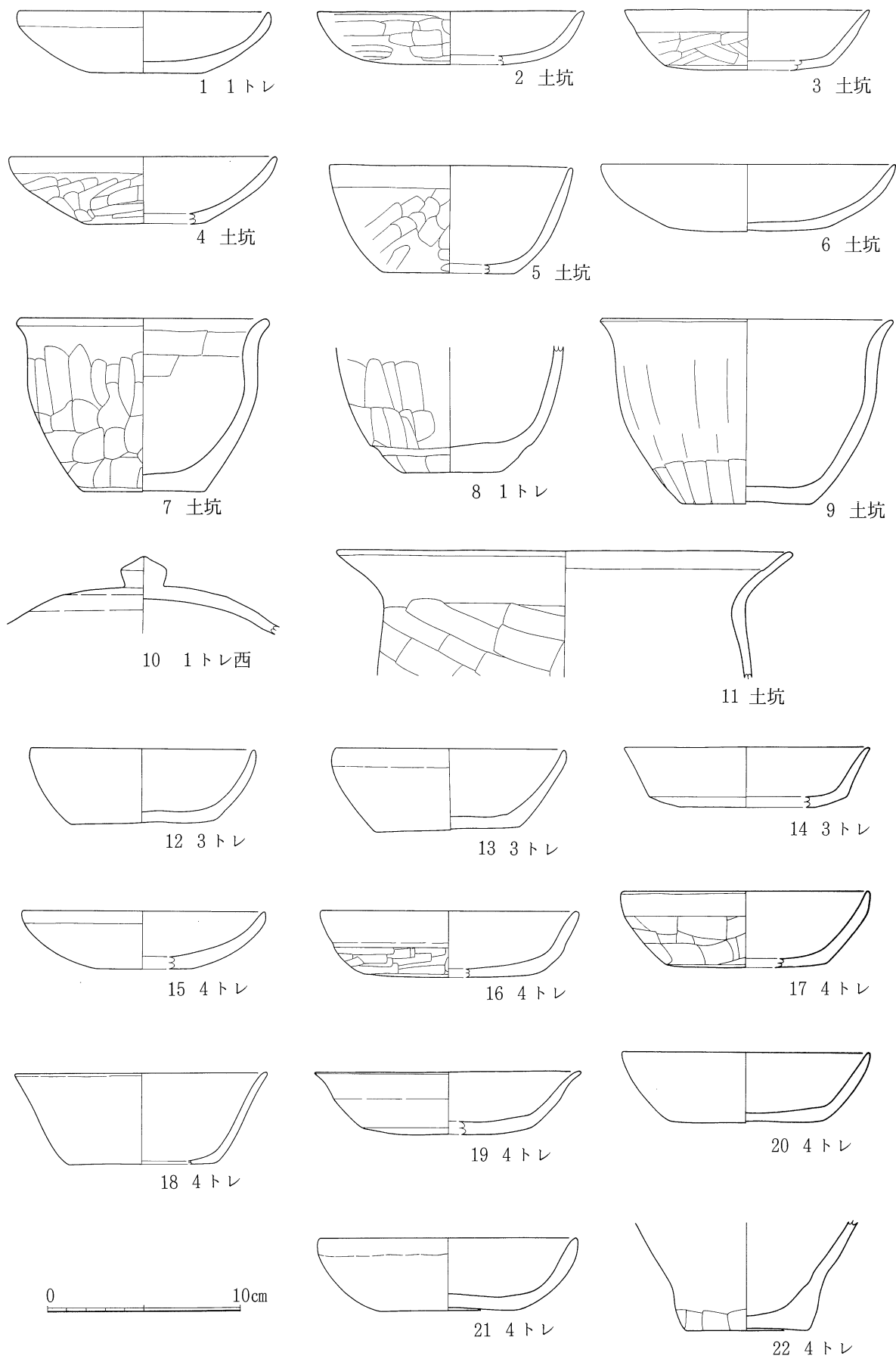
第3図 平成元年度村上地区出土瓦実測図



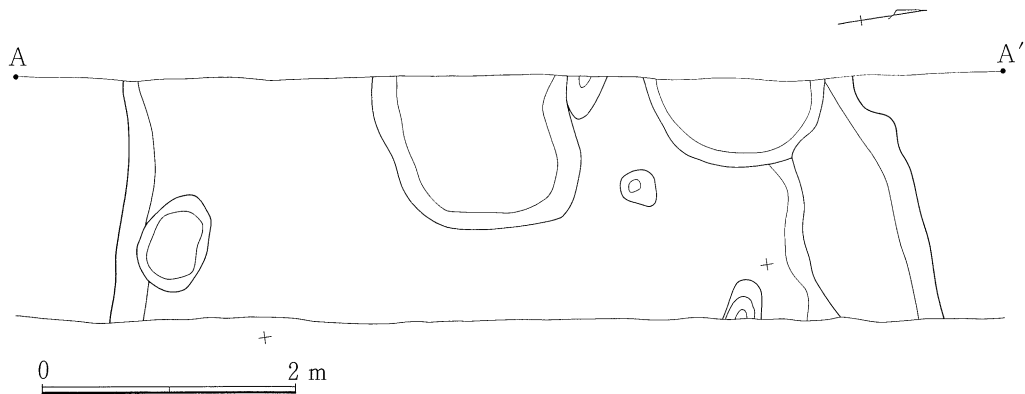
第 4 図 平成元年度村上地区調査区遺構配置図 (1 / 200)



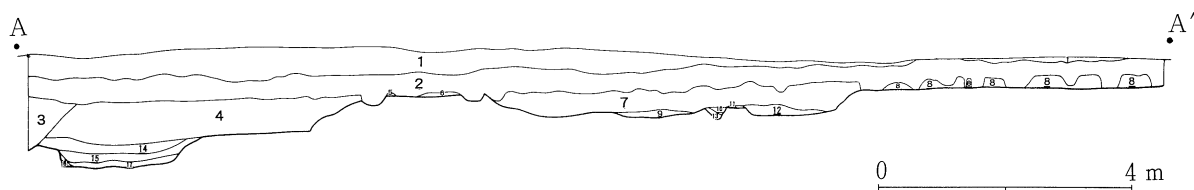
第5図 平成2年度村上地区調査区全体図



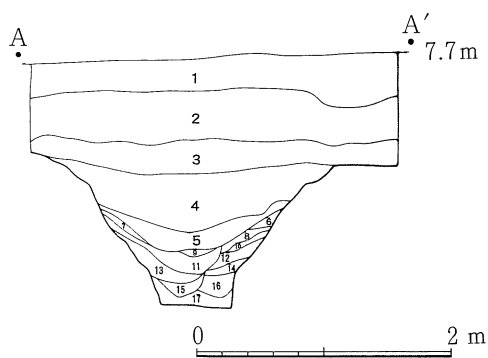
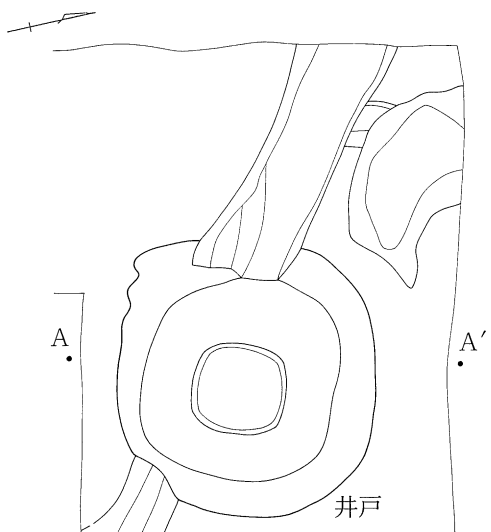
第6図 平成2年度村上地区出土遺物実測図



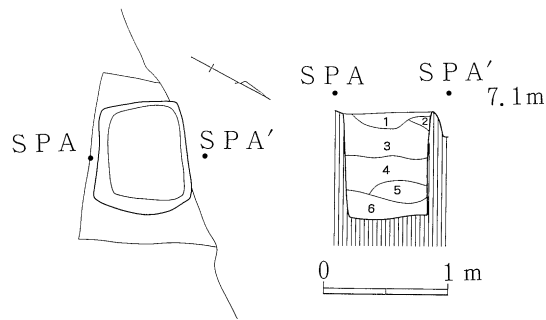
第7図 第1トレンチ検出土坑実測図



第8図 第1トレンチ西壁断面図



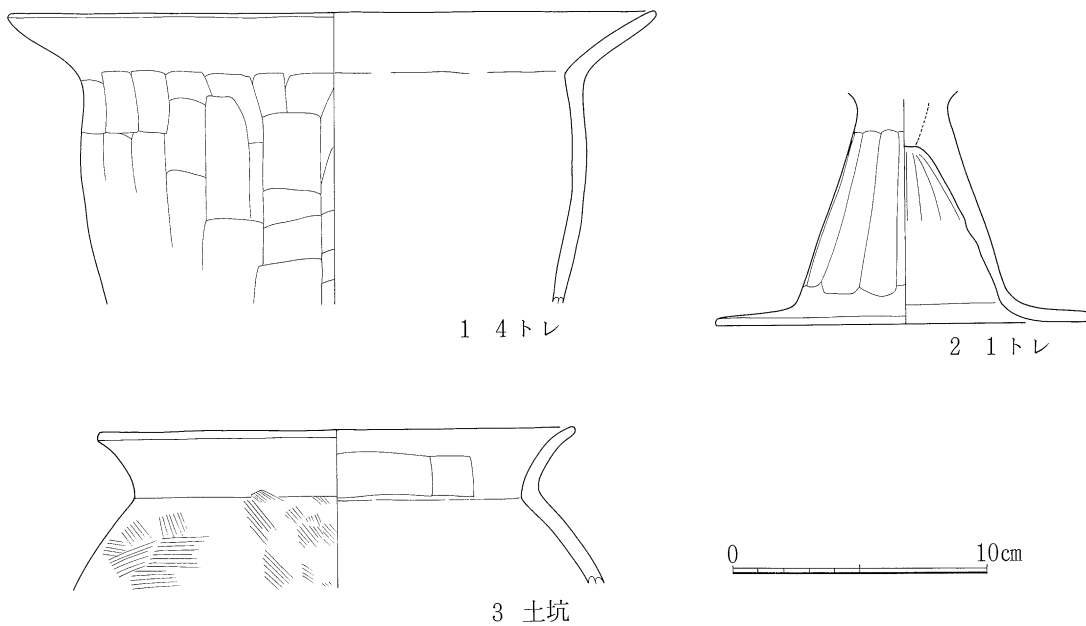
第9図 井戸実測図



第10図 平成2年度村上地区検出柱穴実測図

土層説明

- ① 黒褐色粘質土+灰褐色粘土ブロック
- ② 黒褐色粘質土
- ③ 灰白色粘土+黒褐色粘質土
- ④ 黒褐色粘質土(灰白色粘土 黒褐色粘質土を含む酸化鉄の沈澱あり)
- ⑤ 黒褐色粘質土(ほぼ単一)



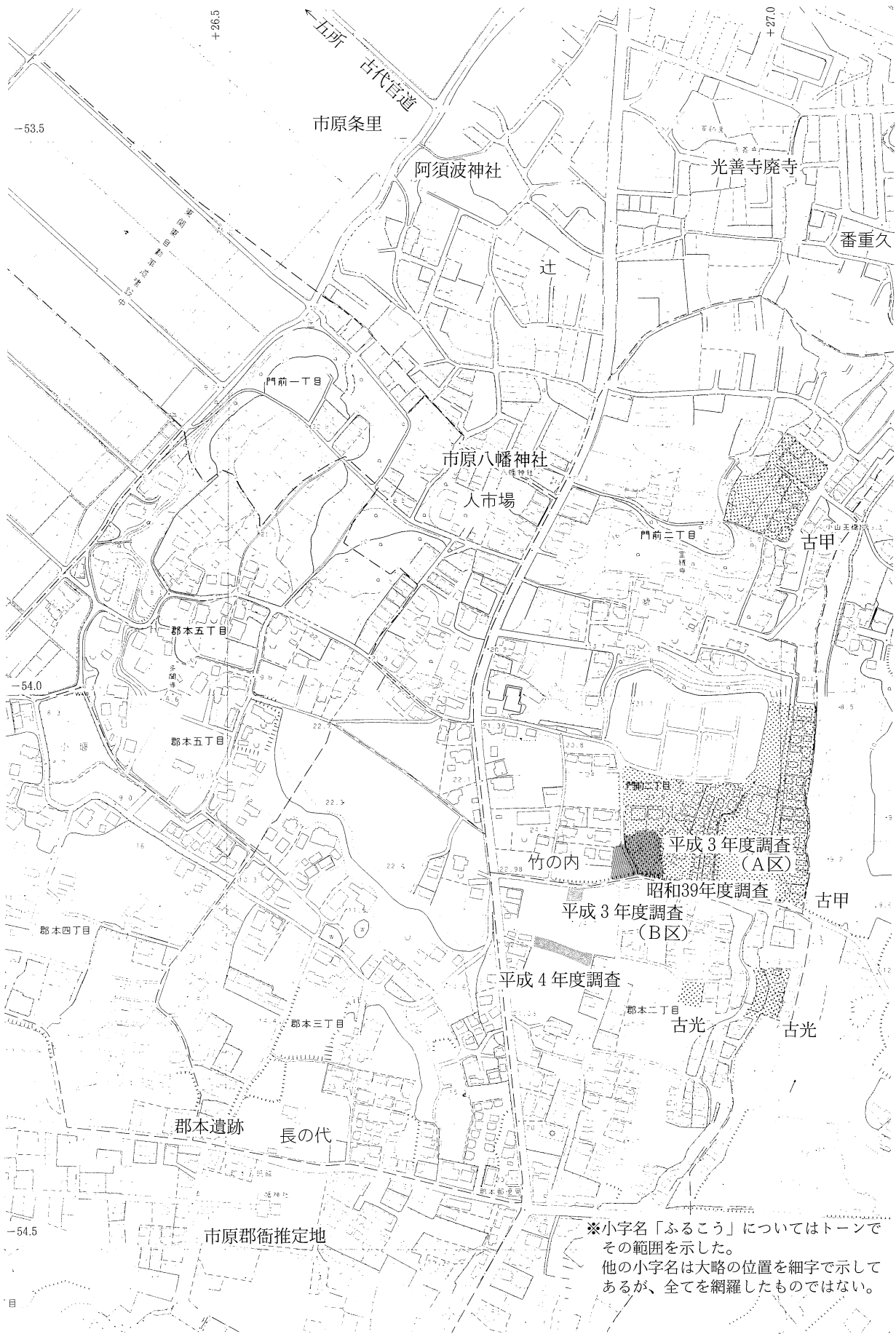
第11図 平成2年度村上地区出土土器実測図

第4章 古甲地区の調査

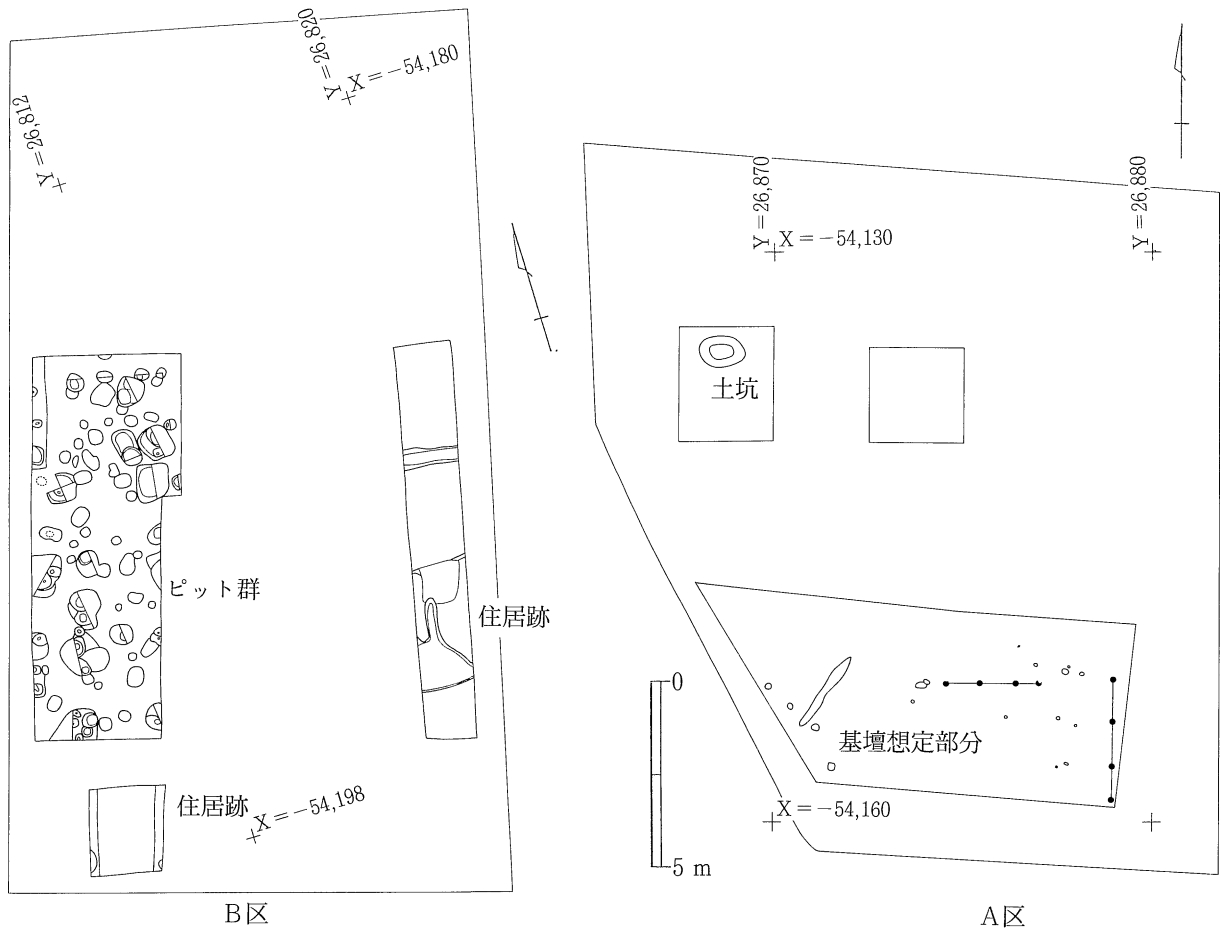
平成元年度、2年度と2ヵ年にわたり、村上地区の調査を行い、3年度から台地上に目をむけることとなったのは、村上地区においては、県センターの調査に下駄をあずけると言う意味合いを持ちつつも、台地上に目を向ける必要性が高まったからにほかならない。一口に台地上と言っても、能満説、郡本門前説、市原説等諸説があって、いまだに決着をみていない。この場でそれら諸説の妥当性を検討すべきかもしれないが、否定も肯定もできないのが現状である。なお、以前にあった惣社説あるいは天神台説については、いわゆる国分寺台における発掘調査の進展により、廃棄されたといえるので、ここでは、問題外である。ただし、先にもふれた通り、本来の国府像についてはこれから作り上げていくべきものであり、いかなる空間的なひろがりをもつかは不明である。この「不明である」ということは、たとえば「方八町」と捉えられてきた以上のひろがりをもつものとして考えるべきではないかと言う意味において不明なのである。いままでの諸説で考えられている国府の領域は、狭小な部分に限定しようとしている点において共通している。上総国分二寺の寺域がそれまでの通説をはるかにしのぐ範囲に及んでいたことから考えても、ひとまず、通説的な理解からは距離を置いておくことが必要である。このような視座にたちつつも、台地上の調査に着手するにしても、あてずっぽうの調査を行うわけにはいかないのは当然である。そこで、これまでの調査・研究史の中で、課題として残されているものの検討から着手するのは、調査・研究の常道というものであろう。

そこで、いまから約30年前に調査が実施された、古甲遺跡へと調査の手を伸ばすこととなった。この「古甲（ふるこう）」という小字名は、「古国府」の転化したものと考えられているものであり、現在ではこの字名は郡本地区を中心に、いわゆる市原台地の東縁において点在している。また同音「古光」という字名もあり、かつては現在よりもまとまった状態で「ふるこう」と呼ばれていたのではないかと考えられる。

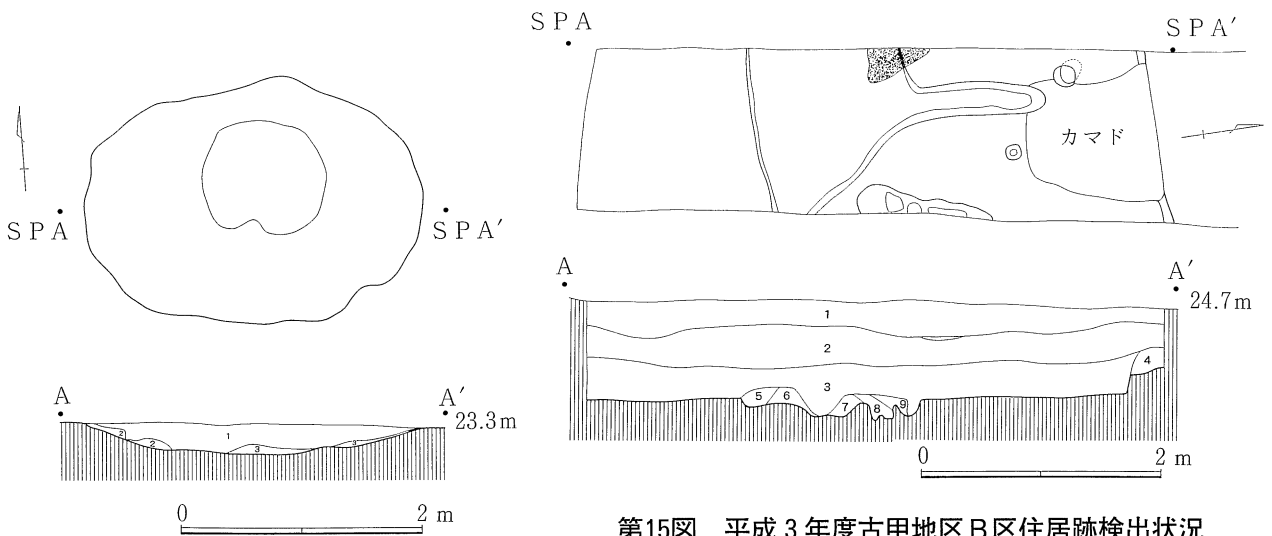
この昭和39年の調査においては、基壇と思われる遺構が検出されたとされ、また、それは切り通しの部分において断面が観察されたとの記述がある。現時点において同一地点の特定はかならずしも容易ではなかったが、字名、当該報告書の記述、全体図、写真掲載の道標から、場所を特定し、平成3年度の調査地とした（A地区）。また、同時にやや南西のやや離れた部分（周辺一帯には奈良・平安時代の土器が大量に散布している）、においても調査を行うところとなった（B地区）。調査の結果、A地区ではかつて確認された基壇とおぼしき遺構は確認されなかった。地元の方の話によれば、この昭和39年の調査のち周辺で大規模な土取りが行われたとのことであった。おそらくは、時期的に下ると思われる小ピットが検出されたほか、浅い土坑が検出され、この土坑からは、土器片や鉄滓が出土した。B地区では、竪穴住居やおそらく掘立柱建物の柱穴であろうピットが多く検出されるにいたった。調査可能な部分が狭小であったこともあり、住居の規模等捕捉しえたデータは少なく、ピットに関しても、いかなる組み合わせになるかは、現段階では提示しがたい。整理の過程で幾つかのピットの配列等検討したが確実な配列と示るものは見出し難かったので、ここでは無理に組み合わせを提示することは控えておく。さらに面的な調査が実施されることに期待を繋ぐものである。同時に出土した遺物は、平安時代の所産と思われるものが多数を占める。この調査の際に周辺を踏査し、多くの



第12図 古甲遺跡と周辺の状況 (1/5000)



第13図 平成3年度古甲地区全体図



第15図 平成3年度古甲地区B区住居跡検出状況

第14図 平成3年度古甲地区A区検出土坑実測図

土層説明

- ① 黒褐色土 ローム粒を一樣に含む しまりあり 炭化粒わずかに含む
- ② 黒褐色土+ロームブロック
- ③ 黒褐色土+ロームブロック

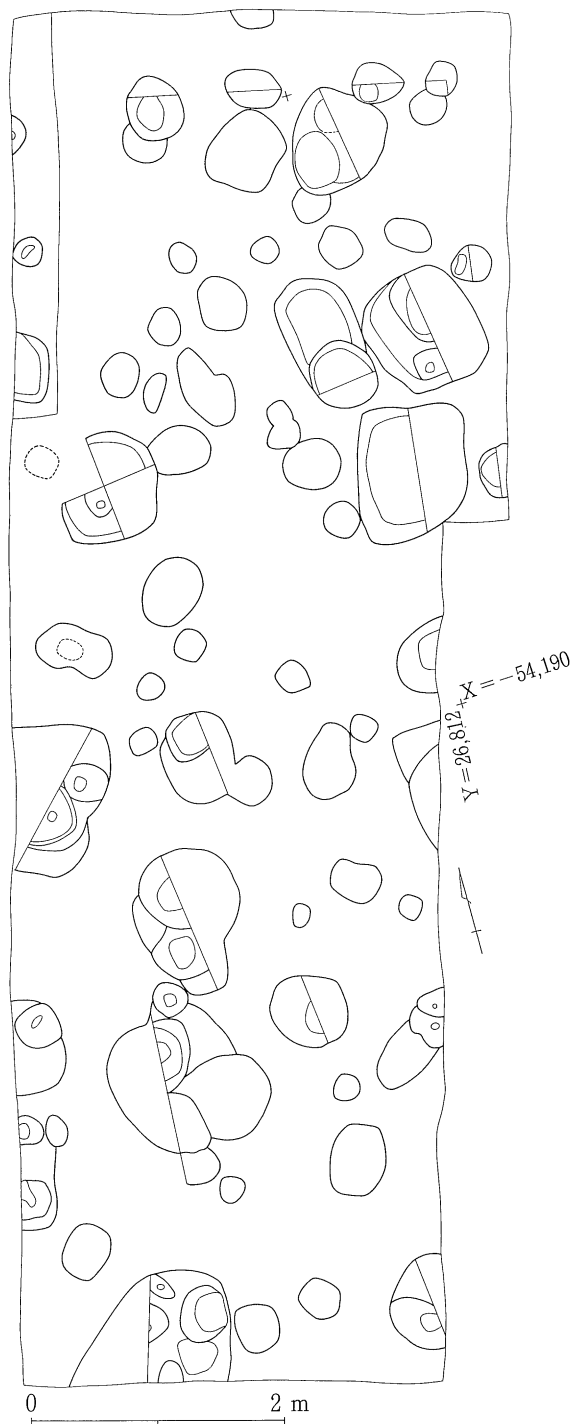
土層説明

- ① 暗褐色土 (表土)
- ② 暗褐色土 ローム粒 炭化粒含む
- ③ 暗褐色土 ローム粒 炭化粒 灰白色粘土粒を含む
- ④ ローム+暗褐
- ⑤ 暗褐色土 (ロームブロックを含む)
- ⑥ 暗褐色土 ロームブロック 粘土粒を含む
- ⑦ ロームブロック+暗褐色土
- ⑧ 暗褐色土 ロームブロック 粘土粒を含む
- ⑨ ロームブロック+粘土 (焼土・炭化粒を含む) 床状

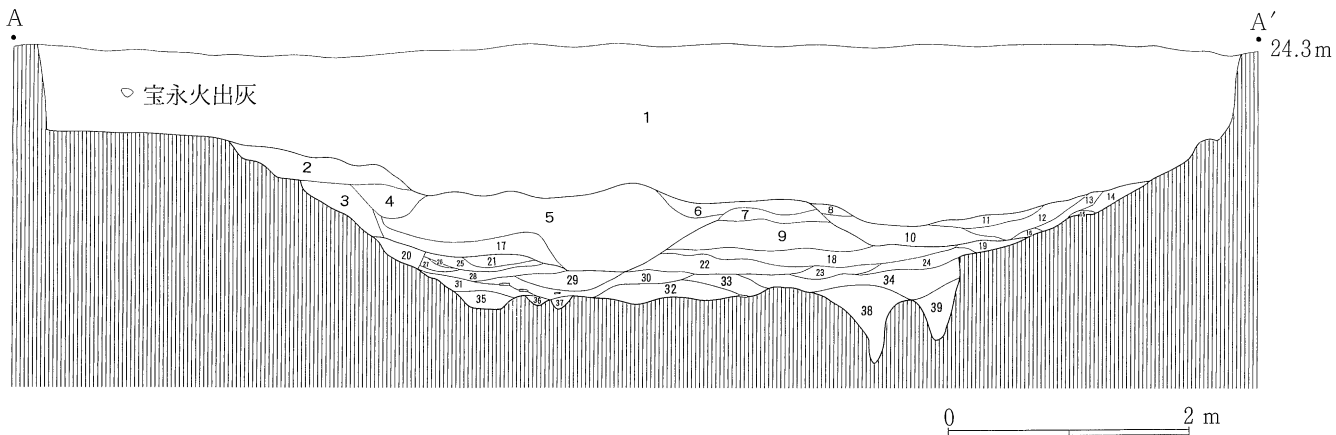
表採資料を得たが、土師器、須恵器以外にも緑釉陶器・灰釉陶器・瓦をえる事ができた。また、磚や獸脚がえられたことについては当時一部報道された通りである。表面採集によるものではあったが、比較的多種多様な遺物が得られたことは、付近に展開しているであろう、遺跡の性格の一端を伺わせるものであり、年代的にも比較的長期にわたることも示唆しているようである。この点については、村上地区との若干の相違が認められるところであって、村上地区では奈良時代中葉を中心とした遺物が多く得られたのに対し、本地区では平安時代以降に帰属する遺物が多い感がある。もっとも、村上地区の様相については、県センター調査部分の成果が明らかになることによって、かかる理解が変更される余地は残しているが。現時点に限ってという一定の留保条件をつけた上で、この遺物相の相違には留意しておく必要がある。

また、この調査に際し周辺の地籍図を検討したところ、付近一帯がほぼ南北方向の地割りであるのに対し、B地区の南約30mの地点付近のみが東西方向の地割りであることが明らかとなった。何らかの区画の名残とも推測され、平成4年度の調査を、この東西地割りの部分を対象として実施することとなった。

平成4年度の調査では、地割りの方向に沿う形で溝が検出された。規模としては、数回の掘り直しがあったためと思われるが、調査対象地全体が溝の中と言っても良い状況であった。全体の掘り上がりの規模では、幅約8m、深さは地表面から約2mを計る箇所もある。当初は面的な調査を計画していたところであるが、排土場所等の確保の都合もあって、現実的には断片的に溝を捉える形の調査となった。この溝の全体的な形状を把握するのが今後の当面の課題である。単に台地を東西方向に切断するのみであるのか、あるいはどこかで屈曲するのか、さら



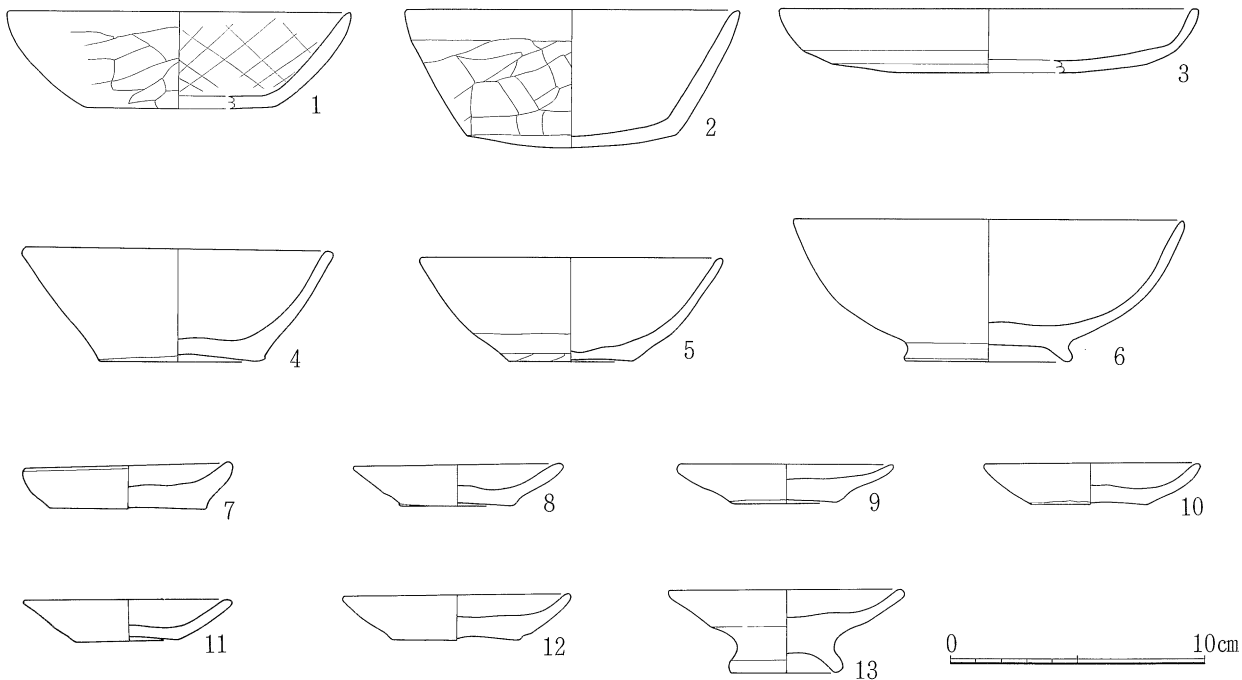
第16図 平成3年度古甲地区ピット群検出状況



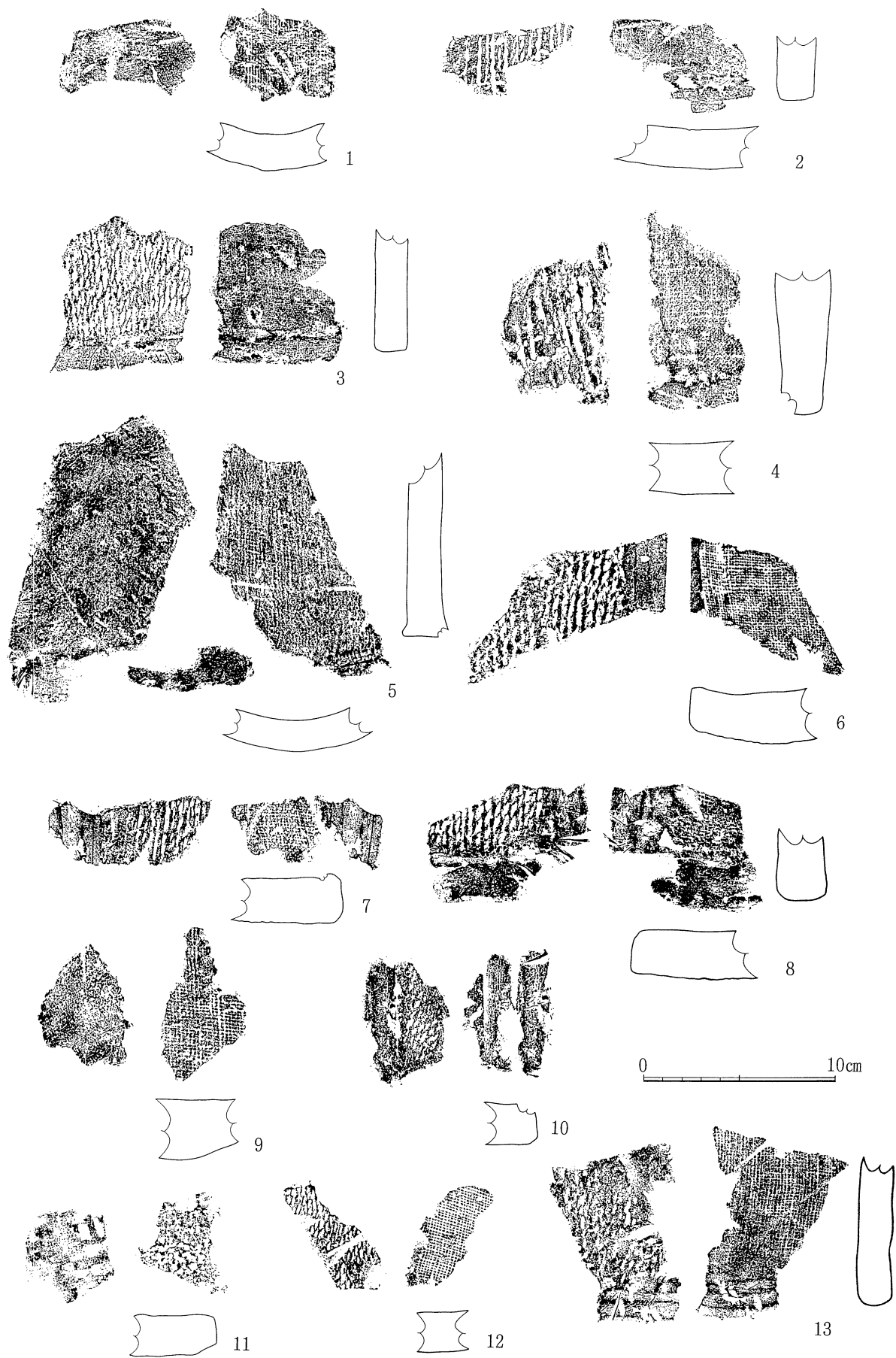
第17図 平成4年度古甲地区検出大溝土層断面図（5トレ西壁）

土層説明

- | | | | | | |
|---------|---------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|
| ① 暗褐色土 | ローム粒 粘土粒 焼土粒 炭化粒含む | ⑳ 暗褐色土 | ローム粒を含む ややしまり悪い | ㉑ 暗灰色土 | しまりあり 鉄分あり |
| ② 暗褐色土 | ローム粒 ロームブロック含む | ㉒ 暗褐色土 | ややしまり欠く | ㉒ 暗褐色土 | ややしまり欠く |
| ③ 暗褐色土 | 黒味やや強く ロームブロック含む | ㉓ 暗褐色土 | 黒味強い ローム小ブロックわずかに含む | ㉓ 暗褐色土 | 黒味強い ローム小ブロックわずかに含む |
| ④ 暗褐色土 | ロームブロック含む（ローム粒やや少ない） | ㉔ 暗褐色土 | やや黒味強く ローム小ブロックわずかに含む | ㉔ 暗褐色土 | やや黒味強く ローム小ブロックわずかに含む |
| ⑤ 暗褐色土 | やや黄色味帯び ローム小ブロック含む | ㉕ 黒褐色土 | ローム粒含む しまりあり | ㉕ 黒褐色土 | ローム粒含む しまりあり |
| ⑥ 暗褐色土 | やや黄味強く ローム粒含む | ㉖ 暗褐色土 | ローム粒含む しまりやや悪い | ㉖ 暗褐色土 | ローム粒含む しまりやや悪い |
| ⑦ 暗褐色土 | 黒味強い わずかにローム小ブロック含む しまり悪い | ㉗ 暗黄褐色土+暗褐色土 | しまりあり | ㉗ 暗黄褐色土+暗褐色土 | しまりあり |
| ⑧ 暗褐色土 | ローム粒わずかに含む ややしまりあり | ㉘ 暗褐色土 | やや黄色味帯びる しまりあり | ㉘ 暗褐色土 | やや黄色味帯びる しまりあり |
| ⑨ 暗褐色土 | ローム粒わずかに含む やや黒味 ややしまり欠く | ㉙ 暗褐色土 | やや黒味強い しまりあり | ㉙ 暗褐色土 | やや黒味強い しまりあり |
| ⑩ 暗灰色土 | ほりあり 鉄分あり | ㉚ 暗褐色土 | しまりあり | ㉚ 暗褐色土 | しまりあり |
| ⑪ 暗褐色土 | 灰色味強い しまりあり | ㉛ 暗褐色土 | ㉚よりやや黒味強い しまりあり | ㉛ 暗褐色土 | ㉚よりやや黒味強い しまりあり |
| ⑫ 暗褐色土 | ローム粒多く含む しまりあり | ㉜ 暗褐色土 | やや灰色帯び 鉄分あり しまりあり | ㉜ 暗褐色土 | やや灰色帯び 鉄分あり しまりあり |
| ⑬ 暗褐色土 | | ㉝ 暗褐色土 | ローム小ブロックをわずかに含む ややしまりあり | ㉝ 暗褐色土 | ローム小ブロックをわずかに含む ややしまりあり |
| ⑭ 暗褐色土 | やや黄色味 ロームブロック | ㉞ 暗黄褐色土 | ローム小ブロック含む ややしまり悪い | ㉞ 暗黄褐色土 | ローム小ブロック含む ややしまり悪い |
| ⑮ 暗褐色土+ | ロームブロックわずかに含む ややしまりあり | ㉟ 暗黄褐色土 | しまりあり | ㉟ 暗黄褐色土 | しまりあり |
| ⑯ 暗褐色土 | やや黄味帯びる ローム小ブロック含む | ㊱ 暗褐色土 | しまりあり 鉄分あり | ㊱ 暗褐色土 | しまりあり 鉄分あり |
| ⑰ 暗褐色土 | ローム小ブロックを含む しまりあり | ㊲ 暗黄褐色土 | | ㊲ 暗黄褐色土 | |
| ⑱ 暗黄褐色土 | しまりあり | ㊳ 暗黄褐色土+ロームブロック | しまり悪い | ㊳ 暗黄褐色土+ロームブロック | しまり悪い |
| ㉑ 暗褐色土 | ローム粒を含む ややしまり悪い | ㊴ 暗黄褐色土+ロームブロック | しまり悪い | ㊴ 暗黄褐色土+ロームブロック | しまり悪い |



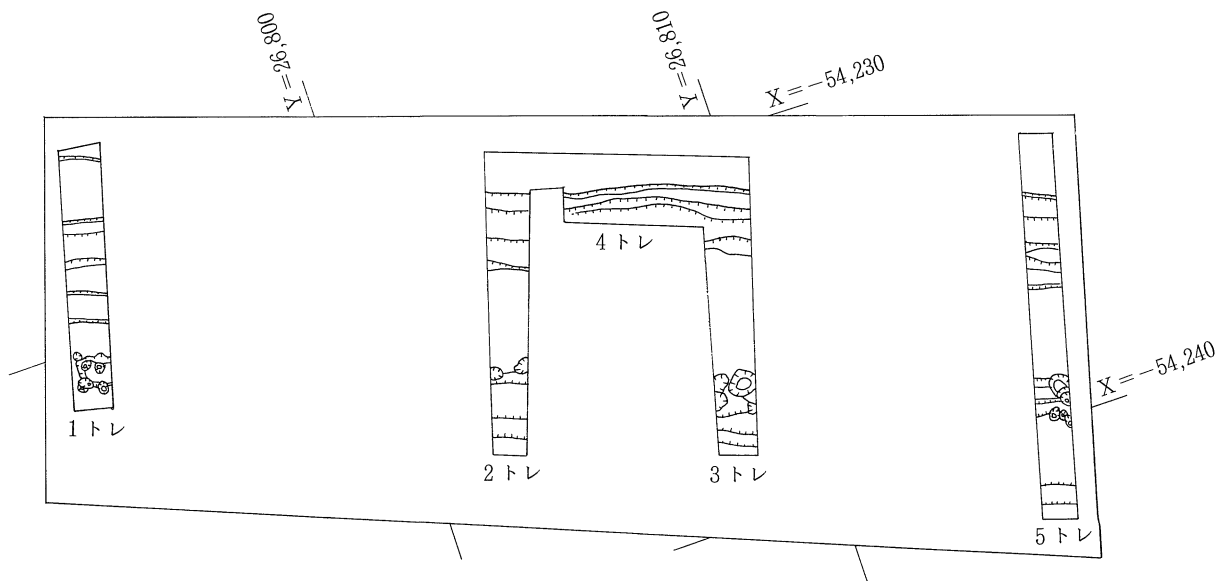
第18図 平成3年度古甲地区出土土器実測図（いずれもB地区）



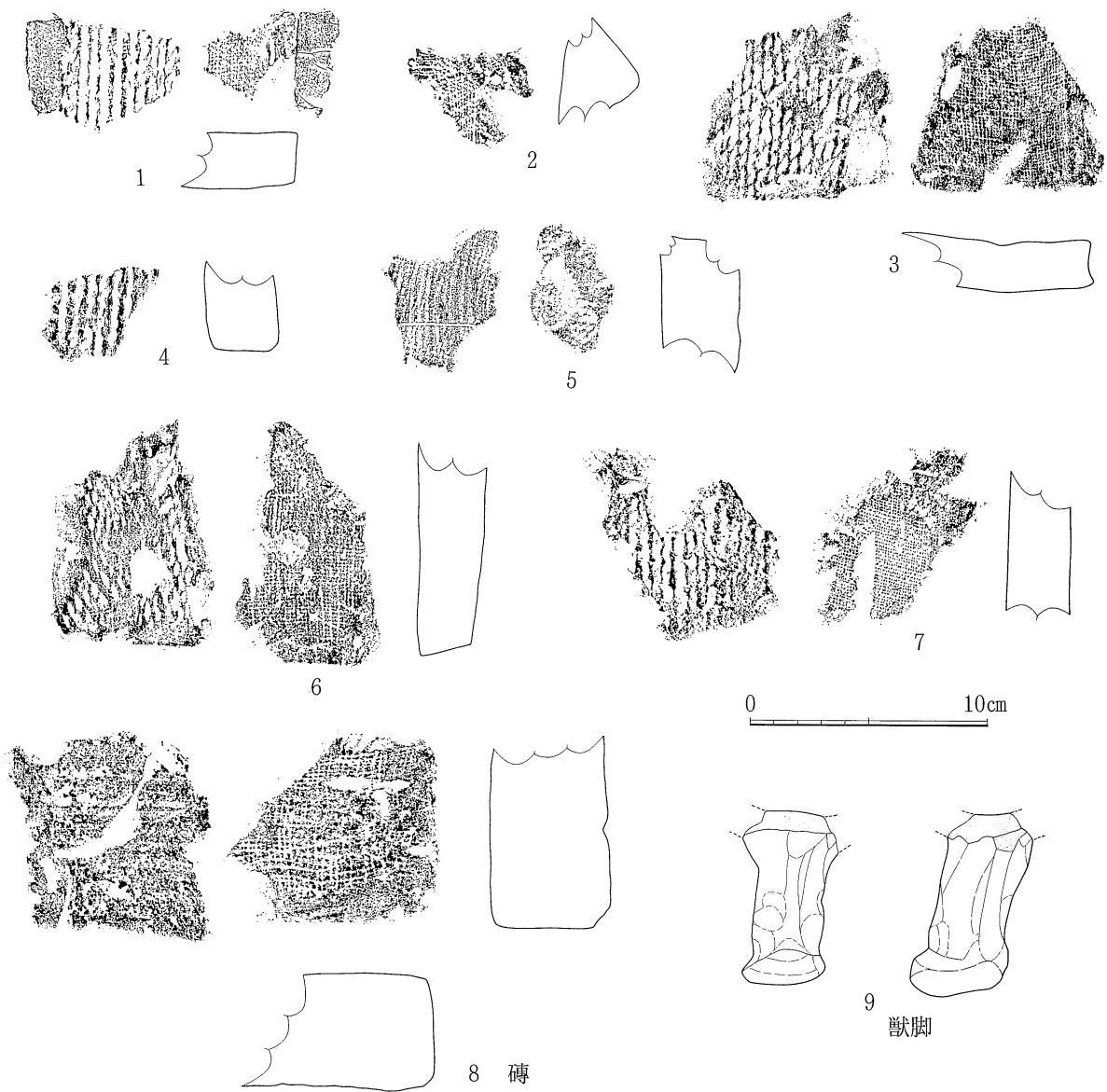
第19图 出土瓦実測図 (1~10平成3年度 11~13平成4年度)

に、屈曲する方向、また別の箇所でも屈して全体として方形の区画となるのか、といった様々な可能性が考えられ、それにより溝の性格も異なってくる。たとえば、方形の区画になった場合でも、その区画内の遺構を捉えることが次の課題になるし、単に東西に走るのみであったとしても、その性格付けを考えなければならない。溝の規模が大きいといった単純な理由から、この溝の追求が重要なのではなくて、そもそも重要な地点で検出されたから、一層その意味を重要視すべきなのである。当初の課題であった、「ふるこう」が「古国府」かどうかという課題を解決するためには、この溝を取り巻く状態について、徹底的に調査する必要がある。

なお、平成5年度においては、この溝の延長状況を捕捉するために、地中レーダー探査を実施したが、このような物理的探査法については、まだ積極的に採用する向きは少なく、身近なところでは、かつて山倉天王・堂ヶ谷貝塚、能満分区貝塚の確認調査において実施されたにすぎない。考古学研究者の多くが「掘ったほうが早い」と、これら方法に消極的なのも一面では性格であるが、掘ることは、破壊にも通じることを考えるならば、その非破壊的側面からもう少し積極的に取り組む必要がある。もっとも、レーダーに限らず、磁気、電気抵抗等探査方法のある程度の原理、特質を理解しておく必要がある。実際に掘ると同質のデータを得ようとするならば、それは現時点では無理な話であって、それは過度の期待以外の何物でもなかろう。記録保存のための調査に追われている状況では、非破壊の探査とは無縁になるのも当然かもしれない。まだ、10年、20年かかるかもしれないが、掘らずにわかろうとする技術の開発が進められているのも事実であって、考古学研究者側からのアプローチがさらに必要ではないかと考えられる。今度のレーダー探査の結果がいかなるものになるかは、不明であるが、いかなる結果であったにせよ、短絡的に「掘った方がよかった」と結論をくだすべきではないと、考えている。



第20図 古甲遺跡大溝平面図 (1/200)



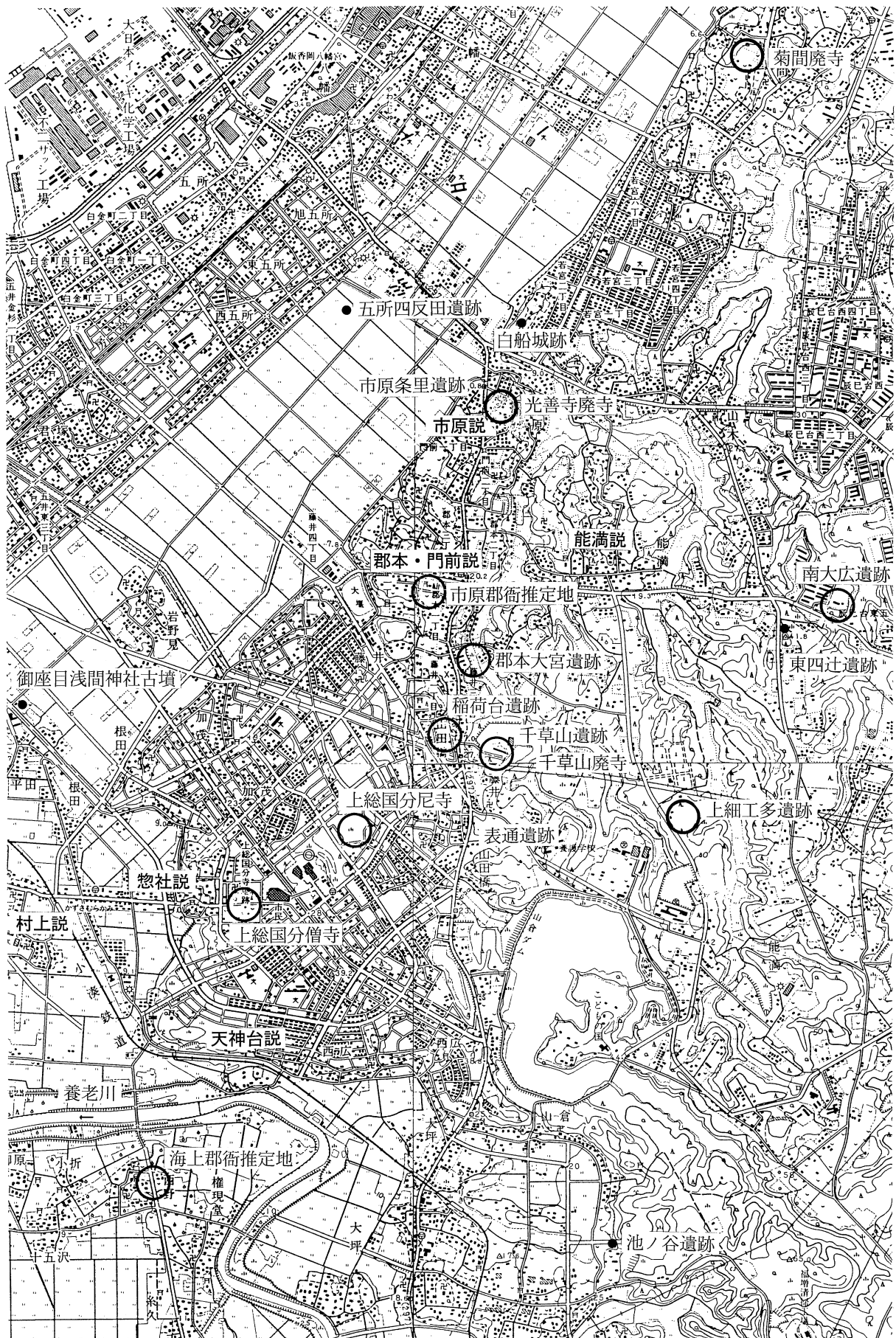
第21図 出土瓦等実測図（1～7は平成4年度大溝出土 8・9は平成3年度竹の内地籍表採）

第5章 市原台地の状況

上総国分二寺を中心とした、いわゆる国分寺台一帯が大規模な調査で多くの成果を得ているのとは対照的に、いま問題としている地域一帯は必ずしも大規模な調査が行われているわけではない。いわば、断片的な様相が掴み得るのみである。しかし、それら断片を総体的に一旦は捉えておく必要がある。ここでは、主として山木から山田橋にかけての、現国道297号線にかけての部分の問題とする。市原台地から離れた北側の独立丘上には、白船城跡遺跡がある。この戦国期の城跡として著名な遺跡の調査は、数次にわたり実施されているが、そのうち昭和61年度の調査において、平安時代の集落の存在が明らかになった。遺構の切り合い等著しく遺物の帰属等不明な部分もあるが、緑釉陶器、灰釉陶器等の出土等、注目すべき存在である。市原台地の北端に近い部分には光善寺廃寺がある。遺跡全体の状況は把握されていないが、奈良時代の瓦を出土することで知られている。国分寺同范瓦や凸面布目の女瓦などが特徴的である。この廃寺の近くには、「甲田」という小字もみられ、「国府田」の可能性もある。この光善寺廃寺からさらに台地を上ったところには、阿須波神社がある。万葉集にうたわれた「阿須波の神」と同一視する向きもある。この神社の西側の低地には市原条里遺跡がある。東関東自動車道の建設に先行して、県センターにより調査が行われている。平安時代の条里遺構と古代官道が検出されている。この官道の西方の延長上には五所四反田遺跡があり、ここでも、この官道の延長部分が検出されている。なお、この官道の東側の延長部分は、おそらく直進して台地を上がり、上がりきった部分がおそらく、現在「辻」という小字が残されている部分ではないかと考えられる。台地上の延長部分を捕捉する必要がある。この「辻」からやや南に向かった部分に市原八幡神社がある。市の無形文化財に指定されている柳盾神事の出発点である。この神社を出発し五所を経て、国府総社飯香岡八幡宮へといたる神事の起源については詳らかではない。この市原八幡神社のさらに南側には、古甲地区がある。この地区の様相については、既にのべた通りであるので、ここでは省略する。

市原台地上で、最も重要なのは、郡本八幡神社を含む一帯であろう。郡本という地名から市原郡衙の推定地とされているところである。境内に残されている礎石や現在の本殿の礎石の一部には、現存する建物の規模には不釣り合いと言う見解が多い。この「礎石」を巡って、郡衙の政庁を構成する建物の礎石であるとする意見や、国庁のそれとする意見も聞かれる。これらの見解の相違を解消する材料は現在のところ見出されていないが、少なくとも官衙であろうという点では一致しているのである。最近の県道の改良工事に伴う県センターの調査においても、東西方向に走る溝が検出され、溝の北側の住居跡からは、緑釉陶器の椀などの出土があった。検出された溝はおそらく官衙の区画溝であろうが、全貌を把握するには至っていない。古甲地区の溝もさることながら、この溝の性格を追求することも、今後の重要な課題であろう。

郡本八幡神社の南側には、古代官道の痕跡と考えられる溝状の落ち込みが南北方向に直線的に稲荷台遺跡に向かって延びている。現在の国道とほぼ平行するこの遺構の東側には、郡本大宮遺跡がある。この遺跡では東側斜面から平安時代の土器の窯跡が検出されている。さらに南側には、上総国分寺と同范の瓦を出土する千草山廃寺がある。この廃寺については、瓦を出土することから古くから漠然と廃寺と考えられているが、全体像はつかめておらず、官衙の可能性もあろう。この廃寺と古代官道を



第22図 上総国府推定地と奈良・平安時代の主要遺跡 (1/3万)

挟んだ西側には稲荷台遺跡がある。数百点に及ぶ緑釉陶器を出土したこの遺跡の性格については官衙的といわれている。また「貞観十七年」(西暦875年)の紀年銘土器を出土し、県内では数少ない、実年代の定点を与えている。また、古代官道も検出されており、東西の両側に側溝をもち市原条里遺跡で検出された溝に類似している。

稲荷台遺跡の南側の亥の街道遺跡は縄文後期の貝塚を中心とする遺跡であるが一部に平安時代の集落がおよんでおり「延勢」と判読可能な篋書きをもつロクロ土師器を出土している。隣接する山田橋表道遺跡では、「岡館」の墨書土器(須恵器)が検出されており、古代官道も検出されている。

これまで、列記してきた遺跡は、断片的な調査で終始せざるを得なかったものがほとんどであり、遺跡相互の有機的関係を云々するには時期尚早な感があるのは言うまでもない。ただ、これら市原台地上に存在が確認されている遺跡の多くが一般集落とは異なった様相を呈していることに留意すべきであろう。

この、郡本八幡神社・古甲地区を中心とする市原台地上の遺跡の様相を面的に捉えていかない限り上総国府の研究の進展はありえないといっても過言ではなからう。



同左土坑断面

平成元年度調査土坑検出状況



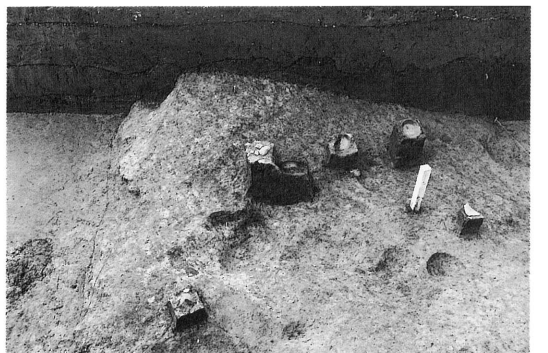
平成2年度調査前状況

同上土坑完掘状況



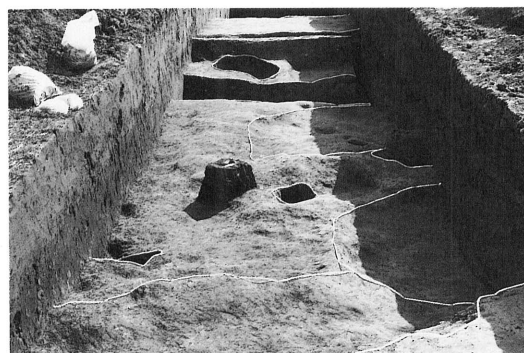
遺構検出状況

県センター調査区から見た
2年度調査区



遺物出土状況

遺構検出状況



遺構検出状況

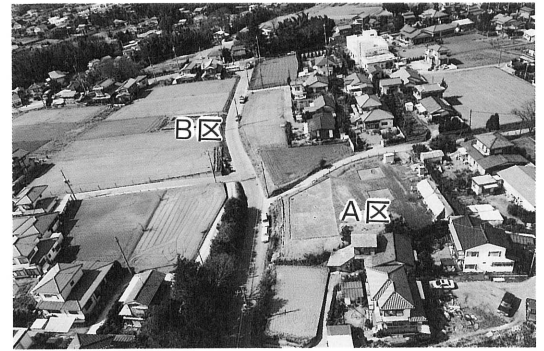
溝断面





柱穴断面

井戸検出状況



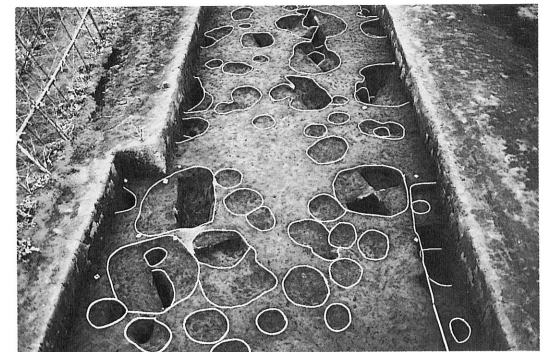
平成3年度調査区

柱穴完掘状況



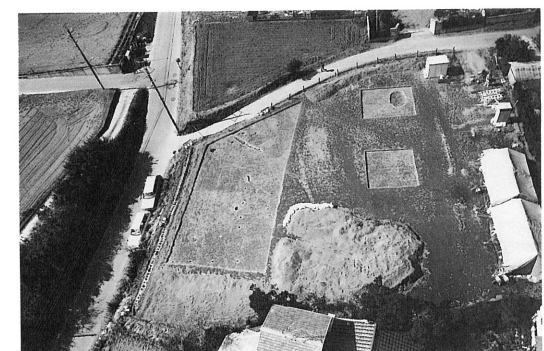
B区ピット群確認状況

上空から見たB区



同上

B区遺物出土状況



上空から見たA区

B区住居跡検出状況





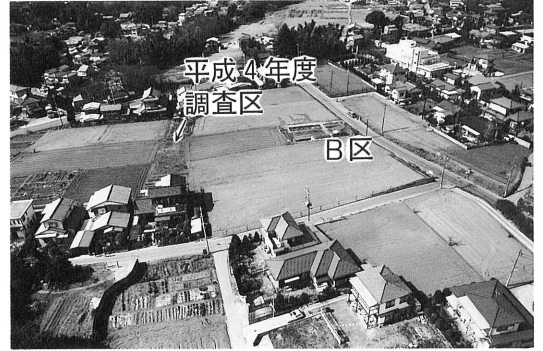
A区土坑検出状況



A区土坑遺物出土状況



A区基壇想定部の状況



平成4年度調査区とA区



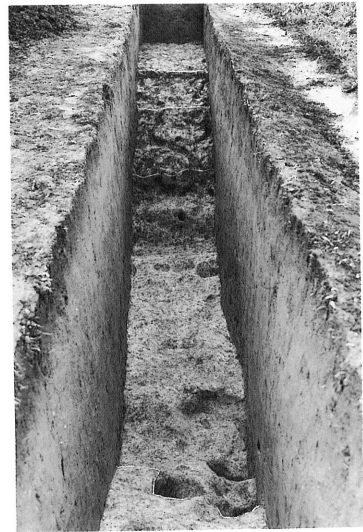
平成4年度調査区



溝検出状況

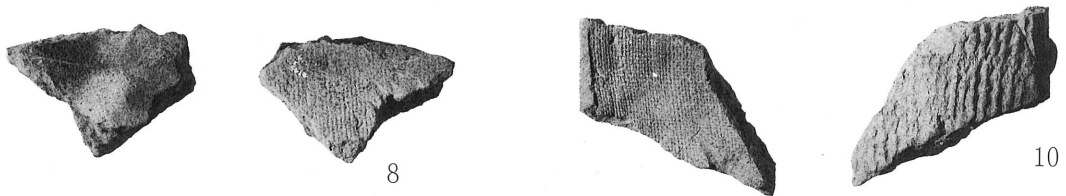
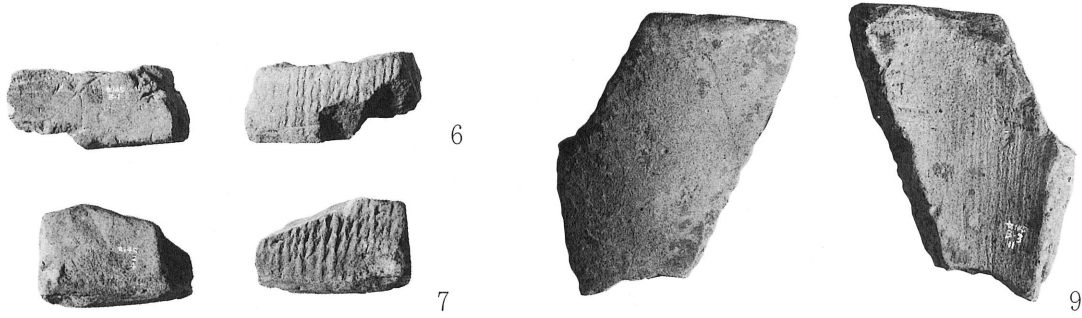
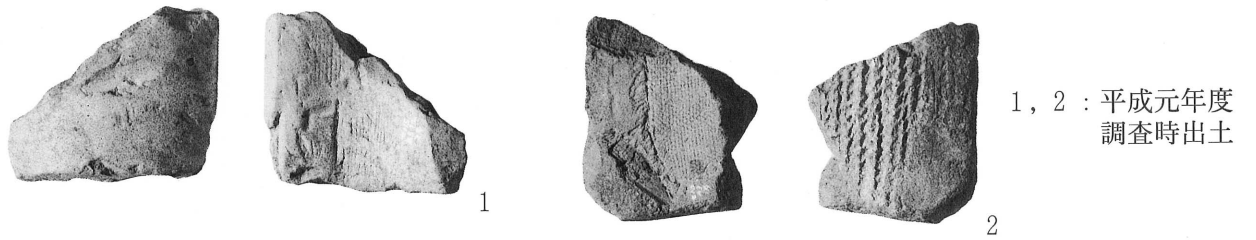


溝検出状況



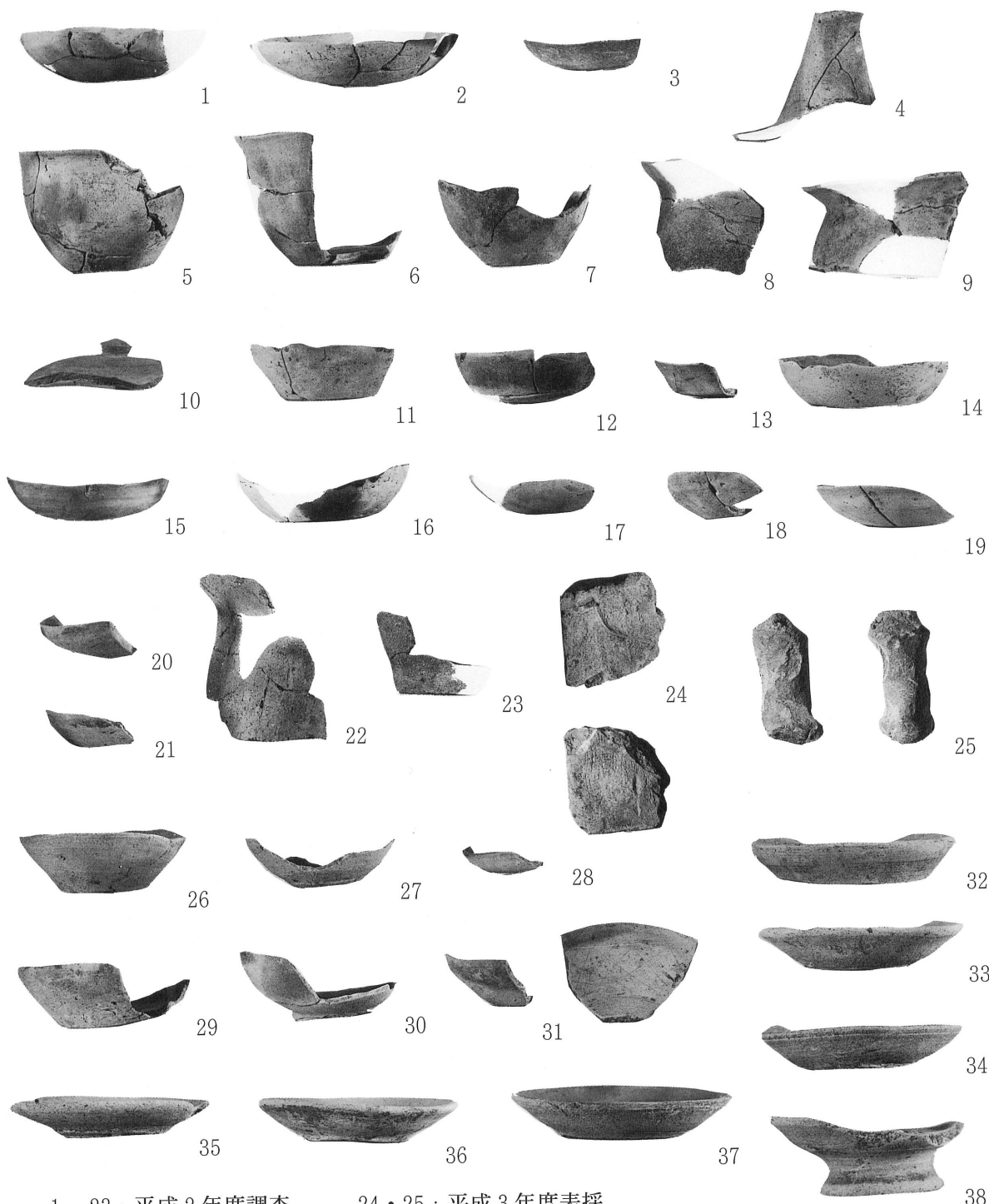
同左

図版 4





20~22 : 平成 4 年度調査時出土



1 ~ 23 : 平成 2 年度調査
26 ~ 38 : 平成 3 年度調査

24 • 25 : 平成 3 年度表採

市原市上総国府推定地確認調査報告書(1)

平成6年3月27日 印刷

平成6年3月31日 発行

編集 財団法人 市原市文化財センター

発行 市原市教育委員会

財団法人 市原市文化財センター

〒290 千葉県市原市能満1489番地

Tel 0436 (41) 9000

印刷 三陽工業株式会社

〒290 千葉県市原市五井5510-1番地

Tel 0436 (22) 4348